HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 27(1), 161-164
Issue Date	1976-08-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16205
Type	other
File Information	27(1)_p161-164.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五一年二月一三日（金）午後二時半―六時

「From Labourism to Socialism ?――戦後英国の労働・政治史の考察」

報告者　Royden Harrison
通訳　大江敏美
出席者　二六名

報告者ロイドン・ハリスン教授は、一九二七年生れ、オクスフォードで故G・D・H・コールに学んだ最後の学生であり、一九七〇年以来Warwick大学社会史研究所の所長をつとめる、一九世紀英国の社会史・政治史研究の中堅である。英国知識人の一つの典型として労働者教育運動や労働党の実際活動にも深くコミットしており、報告の内容からも党内左派の立場に立っていることがよくうかがわれる。

ハリスン教授は、一九七〇年代前半の英国の労働不安が、英国労働運動史上、一九二〇年代のそれをしのぐにいたっていることから説き起こし、それが英国の将来に何をもたらすか、仮説的な展望をもって報告を結んだ。

この労働不安は相互に関連する六つの動向によって特徴づけられる。①ヒース政権は国民経済の立てなおしを公約して登場したが、それは、負担を公有・公営セクターの労働者にしわよせする仕組みになっていた。これに強く反発してストにうったえた炭鉱労働者はついに一九七四年、ヒース政権をたおした。②ヒース政権のこのような政策の一環としての労資関係調整法（Industrial Relations Act）の制度に対して労働者の多くは公然と挑戦し、この制度は骨抜きにされ、ついには廃止されてしまった。③この際注目に値いするのは、ホワイト・カラーが新たに労働運動に組織化され、しばしば肉体労働者をしのぐ戦闘性を発揮したことである。④このような新しい動きは、自治体労働者や教員などによる職場占拠によく示されている。そこでは、労働の権利によって所有権が批判されたのである。⑤ストライキの性質にも変化が現われた。つまり、チリの反革命政権むけの軍艦は作らない、とか金持ちのための医療サービスは拒否するとかいった、労働者の生産物やサービスの供給配分までをストライキ目標とする傾向が生じた。⑥以上の新しい動きはことごとく、経済的であると同時に政治的である。それらは合して、労働党組織にはねかえり、アンソニー・ベンをはじめ党内左派勢力の進出をうながした。左派は英国経済の構造的改革の政策を打ち出していた。

このような背景のもとで、一九七四年の英国では、社会契約（Social Contract）が大きなイシューとなった。これに対しては①右翼の反対、②自由党、保守党、労働党指導部、財界の、労働者おさえこみのための支持、③TUC指導部の、やむをえぬ譲歩

としての受け入れ、④共産党系少数派の絶対反対、といった立場があるが、⑤労働党左派は構造的改革の戦略という立場からこれを大胆に活かしてゆこうとする。やがてはこの労働党左派の方針が勝利を収めるであろう。労働者階級の意識は英国産業の構造的変質の結果、政治化し急進化してゆくであろう、と報告は結ばれた。

これに対して、報告者のいう「構造的改革」の具体的施策は？「構造的改革」は英国の二大政党（交替）制になじむか？EC加入についての国民投票と議会主権の原理との関係は？英国労働運動におけるオフィシャルな指導部のコントロールと下部の「アノフィシャル」な活動との関係について、など活発な討論があった。

法学会では英国の学者をゲストとして迎えることはまだそれほど多くはない。報告者のような立場の人の意見を聞く機会はとりわけ少ない。その意味で興味深い報告と討論であった。

○昭和五一年二月二七日（金）午後一時半―五時

「東ヨーロッパをどう見るか」

――その歴史的背景と問題点――

報告者　矢田俊隆

出席者　二三名

近頃わが国でも、東欧が次第に人々の関心をひくようになってきた。その理由としては、(1)第二次大戦後、東欧諸国の大部分がソ連指導下の共産圏にはいったこと、(2)しかも最近、それらの諸国が自由化の動きを示していること、(3)さらに東欧は、われわれに身近かな東南アジア諸民族の現状と比較できる点をもっていること、などがあげられる。

現在わが国では種々の東欧概念が使われている。ここでは一応、西のドイツ・オーストリア・イタリアと東のソ連にはさまれた、バルト海から黒海・エーゲ海に及ぶ地域を「東欧」という言葉で概括するが、それを一定の地理的範囲として固定することなく、むしろ、ある種の特殊な問題を共有するために一つの全体として取扱うことができる一群の地域と考えたい。

東欧に共通する特殊な問題性の第一は、領土問題と民族問題である。東欧では、日本の四・五倍程度の狭い地域に、異なる言語・文化・宗教・歴史をもった多くの民族がたがいに接触しながら一千年以上にわたって生活してきたために、当然領土をめぐる争いがおこり、諸民族の血みどろの戦いのうちに国境線がたえず引き直されてきたのである。

第二に、東欧諸民族は東・西双方から強大な外部勢力にはさまれたために、その歴史がいっそう複雑になり、安定した生活をたえず妨げられてきた。ゲルマン人の進出、ハプスブルク家の活動、トルコ人の侵入、帝政ロシアの台頭などがその主要なものであるが、特に十九世紀以後は、バルカン諸民族の民族感情がしばしば諸列強の手先に使われ、大国の侵略的意図に利用されるようになった。列強による外圧は第一次大戦後も解消せず、ソ連とナチス＝ドイツは「ヨーロッパのバルカン化」状況を利用して、し

だいに東欧諸小国を併合し、征服していった。ただその反面、東欧諸国はいろいろと工夫をこらし、進んで大勢力によりかかって自己の自主性を維持しようとした例、たがいに力を合わせて外圧に対抗しようとした例も、見出される。

第三の特徴は、東欧が近代世界の発展に取り残された後進地域だったことであり、これは、再版農奴制の支配、地主支配を特徴とする東欧型社会の成立によるところが大きかった。

第二次大戦後、東欧には革命的な変化がおこり、地主支配の体制はくつがえされ、少数民族問題も国境調整や住民交換でほぼ解決されたが、しかし従来からの問題性はなお強くあとをひいている。とりわけ、東西の二大勢力にはさまれた小国の集合という状況は、現在もかわらず、各国が外部の勢力といかにかかわりながら自己の生存の道を開いてゆくかは、依然切実な問題となっている。しかもそこにはイデオロギーや体制の問題がつよくからんでいるために、事態はさらに複雑化している。今日スターリン時代の一枚岩がくだかれていることは事実であるが、どんな形でソ連に対する自国の自主化を進め、国際的地位の安全を確立するか、社会主義体制下でいかに政治の民主化をはかり、文化活動の自由化を進めてゆくかは、東欧諸国の今後の大きな課題である。ここで取りあげた東欧の歴史的な問題点は、現在の複雑な情勢を分析し理解するうえにも、忘れてはならない要因である。

○昭和五一年三月二六日（金）午後一時半―五時

「ソヴェト法秩序の造型者」

報告者　上智大学教授　大木雅夫

出席者　二二名

ラインシュタインによれば、法は一種の“Kunst”であり、或る法秩序に固有の様式は、誰がその法秩序における“Künstler”（造型者）であるかによって左右される。この観点からみれば、ソヴェト法秩序の独特な様式を形成するに際して主たる役割を果したものは、裁判官か、弁護士か、大学教授か、それとも検察官であろうか。

まずソ連の裁判官職は、或る種のカリスマ的権威を保持する官職ではない。かれらはすべて（最高裁の判事ですら）、選挙で選ばれる。その候補者資格は、二五歳以上のソ連市民であれば足り、別段の法学教育を受けていることを要しない。しかも「ソヴェト型」の候補者指名と投票方法により、裁判官における共産党員の占める比率は高い。それゆえ憲法が裁判官の独立を保障していても、党の政策に離反しえない。更に選出母体に対する活動報告の義務があり、それどころか司法省や上級裁判所が「指導的説明」の名において干渉を加える例もある。しかも自己の良心に拠って法律に鋭く対立することはないと説かれているし、任期が短かいのは、エリート化を防ごうとする趣旨に基づくものである。かれらの営為の所産たる判例には、何ら法源たる価値が認められていない。要するに裁判官は、いわば誘導されており、まさに法を語

る口であるにすぎない。

弁護士は、いっそう劣った地位にある。かれらは法律相談所の一員としてしか活動しえず、報酬も限られ、国家・公共の代表者として、被告人の主に「適法な利益」しか擁護しえない。かれらは、他の法律家仲間の間では露骨に軽んじられているようである。

これに反して大学教授および研究所の主要メンバー（特にアカデミー会員）の地位は高い。もちろんドイツをはじめ諸外国の同僚とは異なり、その活動にはマルクス・レーニン主義の枠があり、検閲もある。しかしかれらは、主要な法典編纂を指導し、マルクス・レーニン主義法理論を基礎づけ、かつ、発展させる任務を担ってきた。教授資格の取得もはなはだ難かしく、かれら少数の教授たちは、ソ連における最高額の所得をあげている（アカデミー会員はソ連で最高、他の大学教授たちも政府高官やプリマドンナに次ぐ高給）。それゆえ恐らくかれらがソヴェト法学界における立役者であり、ソヴェト法秩序の主要な造型者であるとみられる。

しかしたとえばドイツにおいて大学教授がひとりその法秩序の造型者といえるのとは異なり、ソ連においては、ほかに検察官がソヴェト法様式に独特な彩りを与えていることに注目しなければならない。かれらは、帝政時代の「ツァーリの眼」の伝統を継ぎ、検事総長以下一体の組織で、厳格な階級制がとられ、勤務中は階級章のついた制服を着用している。かれらは、捜査や訴追のみならず一切の行政機関、企業、協同組合、社会団体、すべての公務員、一般市民の行為の適法性を監察するという絶大な権能（一般監督権）を有している。適法性違反の行為に対しては、その行為をなした機関や個人に、またはその上級者に異議や非難等の措置をなし、場合によっては、書簡や電話ですら警告して、適法性維持のため最も迅速かつ効果的な活動をなしている。この権力機構の担い手たる検察官は、必ず高等法学教育を受けていなければならず、給料も研究者と同等であるから、若く優秀な法学生は、この職につくことを最も望んでいるといわれる。

このように法律家諸類型の任用資格、権能、社会的地位等を比較検討すれば、ソヴェト法秩序の主要な担い手（立役者或いは造型者）として、アカデミー会員を含む大学教授たちと検察官を挙げうると思われる。

もちろんこれは仮設である。討論の過程で明らかにされたことであるが、われわれの問題は、共産党の指導層における法政策決定がいかになされているかという根本問題にようやく逢着したようである。

追記　昭和五一年四月より中村教授に法学会幹事が引継がれた（近藤）。